

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改正後		改正前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略) 固有事業者	(省略) 法第 15 条第 4 項《法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用》に規定する固有事業者をいう。	(同左)	(同左)
<u>デジタルプラットフォーム</u>	<u>法第 15 条の 2 第 1 項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するデジタルプラットフォームをいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>プラットフォーム事業者</u>	<u>法第 15 条の 2 第 1 項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》に規定するプラットフォーム事業者をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 4 章 (省略)</p> <p>第 5 章 課税範囲 第 1 節～第 7 節 (省略) 第 8 節 <u>特定資産の譲渡等及び特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供</u> 第 9 節 (省略)</p> <p>第 6 章～第 21 章 (省略)</p> <p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲) 1—4—2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第 4 条第 5 項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び<u>法第 7 条《輸出免税等》</u>、第 8 条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第 85 条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第 86 条の 2 《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律若しくは<u>条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等</u>に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第 31 条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に 78 分の 100 を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。 (注) 1 <u>課税期間の初日において国外事業者である場合を除き、その</u></p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 章～第 4 章 (同左)</p> <p>第 5 章 課税範囲 第 1 節～第 7 節 (同左) 第 8 節 特定資産の譲渡等 第 9 節 (同左)</p> <p>第 6 章～第 21 章 (同左)</p> <p>(基準期間における課税売上高等に含まれる範囲) 1—4—2 基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高には、法第 4 条第 5 項《資産のみなし譲渡》の規定により資産の譲渡とみなされる場合及び第 7 条《輸出免税等》、第 8 条《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》若しくは租特法第 85 条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》から第 86 条の 2 《海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税》まで又はその他の法律<u>又は条約の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等</u>に係る対価の額を含み、消費税額等、特定資産の譲渡等の対価の額、法第 31 条《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定により課税資産の譲渡等とみなされるものの対価の額及び法第 38 条第 1 項《売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除》に規定する売上げに係る対価の返還等の金額（当該売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に 78 分の 100 を乗じて算出した金額を除く。）は含まないのであるから留意する。 (注) 1 特定期間における課税売上高は、法第 9 条の 2 第 3 項《前年</p>

改正後	改正前
<p>課税期間の特定期間における課税売上高は、法第9条の2第3項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定により、1—5—23における給与等の金額の合計額とすることができることに留意する。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1—4—6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>なお、適格請求書発行事業者における法第9条第1項本文の適用関係については、1—4—1の2による。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 法第12条の4第1項から第3項まで《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 法第12条の4第1項から第3項までの規定の適用を受ける法人 (注) (省略)</p> <p>(「新設法人」の意義)</p>	<p>又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の規定により、1—5—23における給与等の金額の合計額とすることができることに留意する。</p> <p>2～4 (同左)</p> <p>(新規開業等した場合の納税義務の免除)</p> <p>1—4—6 法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免税》の規定の適用があるかどうかは、事業者の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるかどうかによって判定するのであるから、例えば、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人のように、当該課税期間について基準期間における課税売上高がない場合又は基準期間がない場合には、納税義務が免除される。</p> <p>ただし、新たに開業した個人事業者又は新たに設立された法人が次のいずれかの規定の適用を受ける場合には、当該課税期間における納税義務は免除されないことに留意する。</p> <p>なお、適格請求書発行事業者における法第9条第1項本文の適用関係については、1—4—1の2による。</p> <p>(1) 個人事業者 イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 法第12条の4第1項又は第2項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 法人 イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 法第12条の4第1項又は第2項の規定の適用を受ける法人 (注) (同左)</p> <p>(「新設法人」の意義)</p>

改正後	改正前
<p>1—5—15 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p><u>また、その事業年度の基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、同条第3項の規定により、当該事業年度については基準期間がないものとみなして同条第1項及び第2項の規定が適用されることから、当該事業を開始した事業年度に限らず当該事業を開始した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がないものとみなされる事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上であるときは、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(法第12条の3第1項に規定する特定要件の判定時期)</p> <p>1—5—15の2 法第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、同項に規定する新規設立法人が特定要件（同項に規定する特定要件をいう。）に該当するかどうかは、その基準期間がない事業年度開始の日の現況による。</p> <p>(注) <u>1</u> 同項の規定の適用があるかどうかの判定は、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度について行う必要があることに留意する。</p>	<p>1—5—15 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》に規定する「新設法人」には、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人が該当するのであるから、法人を新規に設立した事業年度に限らず当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である場合には、新設法人に該当することとなるのであるから留意する。</p> <p>(法第12条の3第1項に規定する特定要件の判定時期)</p> <p>1—5—15の2 法第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用があるかどうかを判定する場合において、同項に規定する新規設立法人が特定要件（同項に規定する特定要件をいう。）に該当するかどうかは、その基準期間がない事業年度開始の日の現況による。</p> <p>(注) 同項の規定の適用があるかどうかの判定は、法人を新規に設立した事業年度に限らず、<u>当該設立した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がない事業年度について行う必要があることに留意する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 その事業年度の基準期間がある外国法人が当該基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、同条第5項の規定により、当該事業年度については基準期間がないものとみなして同条第1項から第4項までの規定が適用されることから、当該事業を開始した事業年度に限らず当該事業を開始した事業年度の翌事業年度以後の事業年度であっても、基準期間がないものとみなされる事業年度については、同条第1項の規定の適用があるかどうかの判定を行う必要があることに留意する。</u></p> <p>(新設法人等の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の4第1項から第3項まで《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 1・2 (省略)</p> <p>(新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の選択)</p> <p>1—5—19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法</p>	<p>(新設法人等の3年目以後の取扱い)</p> <p>1—5—18 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定は、基準期間がない法人について適用されるのであるから、基準期間ができた以後の課税期間（法第12条の2第2項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した新設法人の納税義務の免除の特例》、第12条の3第3項《基準期間がない課税期間中に調整対象固定資産を取得した特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》又は第12条の4第1項若しくは第2項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定により法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されないこととなる課税期間を除く。）における納税義務の有無の判定は、法第9条第1項の規定によることとなるのであるから留意する。</p> <p>(注) 1・2 (同左)</p> <p>(新設法人又は特定新規設立法人の簡易課税制度の適用)</p> <p>1—5—19 法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される新設法人又は第12条の3第1項《特定新規設立法</p>

改正後	改正前
<p>人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、法第37条第3項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合、同項第3号から第5号まで《高額特定資産を取得した場合等の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第4項が適用される場合を除き、同条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるものであるから留意する。</p> <p><u>（総収入金額の範囲）</u></p> <p><u>1—5—21の3</u> 令第25条の4第2項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」には、国内において行われる資産の譲渡等の対価に限らず、国外において行われる資産の譲渡等の対価や資産の譲渡等の対価以外の収入も含まれる。</p> <p><u>したがって、当該合計額には、例えば、損益計算書上の売上高、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、固定資産売却益、負ののれん発生益などの全ての収益の額が含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（高額特定資産等を売却等した場合の法第12条の4の適用関係）</u></p> <p><u>1—5—22の2</u> 法第12条の4《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定の適用に当たっては、次のことに留意する。</p>	<p>人の納税義務の免除の特例》の規定が適用される特定新規設立法人であっても、法第37条第3項第2号《調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合、同項第3号若しくは第4号《高額特定資産を取得した場合等の簡易課税制度選択届出書の提出制限》に該当する場合又は同条第4項が適用される場合を除き、同条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）の選択はできるものであるから留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（高額特定資産等を売却等した場合の法第12条の4第1項及び第2項の適用関係）</u></p> <p><u>1—5—22の2</u> 法第12条の4第1項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》の規定は、<u>法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第12条の4第1項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>法第12条の4第1項の規定は、法第9条第1項本文《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定が適用されない事業者が、法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定の適用を受けない課税期間中に法第12条の4第1項に規定する高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されるのであるから、その後に当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用される。</u></p> <p>(2) <u>法第12条の4第2項の規定は、法第36条第1項又は第3項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産をその後に廃棄、売却等により処分したとしても、継続して適用される。</u></p> <p>(3) <u>法第12条の4第3項の規定は、法第9条第1項本文の規定が適用されない事業者が、法第37条第1項の規定の適用を受けない課税期間中に法第12条の4第3項に規定する金地金等の仕入れ等を行ったことにより、令第25条の5第4項《高額特定資産の範囲等》に規定する金額の合計額が200万円以上となった場合に適用されるのであるから、当該仕入れ等の後に当該金地金等を売却等により処分したとしても、法第12条の4第3項の規定は継続して適用される。</u></p> <p>(特定期間における課税売上高とすることができる給与等の金額)</p>	<p><u>当該高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、同項の規定は継続して適用されることに留意する。</u></p> <p><u>また、法第12条の4第2項の規定は、法第36条第1項又は第3項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》の規定の適用を受けた高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産をその後に廃棄、売却等により処分したとしても、継続して適用されることに留意する。</u></p> <p>(特定期間における課税売上高とすることができる給与等の金額)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1—5—23 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかの判定は、特定期間における課税売上高又は法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の個人事業者若しくは法人が特定期間中に支払った所法第231条第1項《給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書》に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額のいずれかによることができる。</p> <p>この場合の、給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものとは、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第100条第1項第1号<u>《給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書》</u>に規定する給与等の金額をいうことから、当該給与等の金額とは、所得税の課税対象とされる給与、賞与等が該当し、所得税が非課税とされる通勤手当、旅費等は該当しないことに留意する。</p> <p>(注) <u>1</u> 特定期間中において支払った給与等の金額には、未払額は含まれないことに留意する。</p> <p><u>2</u> <u>課税期間の初日において国外事業者である場合、当該課税期間の特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかの判定を給与等の金額の合計額によることはできないことに留意する。</u></p> <p>(組織変更等の場合の課税期間)</p> <p>3—2—2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、<u>法第12条の2第3項《新設法人の納税義務の免除の</u></p>	<p>1—5—23 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかの判定は、特定期間における課税売上高又は法第9条の2第1項《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》の個人事業者若しくは法人が特定期間中に支払った所法第231条第1項《給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書》に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額のいずれかによることができる。</p> <p>この場合の、給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものとは、所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）第100条第1項第1号に規定する給与等の金額をいうことから、当該給与等の金額とは、所得税の課税対象とされる給与、賞与等が該当し、所得税が非課税とされる通勤手当、旅費等は該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 特定期間中において支払った給与等の金額には、未払額は含まれないことに留意する。</p> <p>(組織変更等の場合の課税期間)</p> <p>3—2—2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更（以下「組織変更等」という。）をして他の組織又は種類の法人となった場合には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の課税期間は、その組織変更等によって区分されず継続することに留意する。</p> <p>(注) 基準期間ができた以後の課税期間において組織変更等した法人については、<u>法第12条の2第1項《新設法人の納税義務の免除の</u></p>

改正後	改正前
<p><u>特例》又は第12条の3第5項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受ける外国法人を除き、法第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定の適用を受けないのであるから留意する。</u></p>	<p><u>特例》又は第12条の3第1項《特定新規設立法人の納税義務の免除の特例》の規定の適用を受けないのであるから留意する。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 課税範囲</p>	<p style="text-align: center;">第5章 課税範囲</p>
<p>第8節 特定資産の譲渡等及び特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供</p>	<p>第8節 特定資産の譲渡等</p>
<p><u>(プラットフォーム事業者による国外事業者の判定)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5—8—8 プラットフォーム事業者が法第15条の2第1項及び第2項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定を適用するに当たって、その提供するデジタルプラットフォームを介して電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。以下5—8—9において同じ。）を行う事業者が国外事業者かどうかについては、例えば、当該事業者がプラットフォームの利用契約等において申し出た本店所在地によるなど、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。</u></p>	
<p><u>(プラットフォーム事業者自身が行う電気通信利用役務の提供)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5—8—9 プラットフォーム事業者が、他の事業者に提供するデジタルプラットフォームを用いて自ら電気通信利用役務の提供を行う場合のその電気通信利用役務の提供について、法第15条の2第1項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の規定の適用はないことに留意する。</u> <u>また、この場合の当該電気通信利用役務の提供に係る対価の額は、同条第2項に規定する合計額には含まないことに留意する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(郵便切手類の範囲)</p> <p>6—4—2 法別表第二第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、郵便切手類販売所等に関する法律第1条《定義》に規定する郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他郵便に関する料金を示す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物は、これに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(4) 特定封筒</u></p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6—7—1 法別表第二第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。）</p> <p>(7)～(14) (省略)</p> <p>(15) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項《支援給付の実施に関する経過措置》</p>	<p>(郵便切手類の範囲)</p> <p>6—4—2 法別表第二第4号イ《郵便切手類等の譲渡》の規定により非課税となる「郵便切手類」とは次のものをいい、郵便切手類販売所等に関する法律第1条《定義》に規定する郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他郵便に関する料金を示す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物は、これに含まれないのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(介護保険関係の非課税の範囲)</p> <p>6—7—1 法別表第二第7号イ《非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等》の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項《<u>健康保険法等の一部改正に伴う経過措置</u>》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費又は特例施設介護サービス費の支給に係る介護療養施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な療養室の提供、特別な病室の提供又は特別な食事の提供を除く。）</p> <p>(7)～(14) (同左)</p> <p>(15) 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項若しくは第2項《支援給付の実施に関する経過措置》</p>

改正後	改正前
<p>の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 施設介護 (生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(海外旅行者が出国に際して携帯する物品の輸出免税)</p> <p>7—2—20 出入国管理及び難民認定法第25条《出国の手続》又は同法第60条《日本人の出国》の規定により海外旅行等のため出国する者(非居住者を除く。)が渡航先において贈答用に供するものとして出国に際して携帯する物品(その物品の一個当たりの対価の額が1万円を超えるものに限る。)で、帰国若しくは再入国に際して携帯しないことの明らかなもの又は渡航先において使用若しくは消費をするものについては、当該物品を当該出国する者に譲渡した事業者(法第8条第7項《輸出物品販売場の定義》の規定による輸出物品販売場の許可を受けている者に限る。)が輸出するものとして法第7条第1項《輸出免税等》の規定を適用する。ただし、当該海外旅行等のため出国する者が、渡航先において贈答用に供し帰国若し</p>	<p>の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護扶助又は介護支援給付のための次に掲げる介護</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 施設介護 (生活保護法第15条の2第4項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第91条《生活保護法の一部改正》の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護(同条の規定による改正前の生活保護法第15条の2第1項第4号《介護扶助》に掲げる施設介護のうち同条第4項に規定する介護療養施設サービスをいう。)</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(海外旅行者が出国に際して携帯する物品の輸出免税)</p> <p>7—2—20 出入国管理及び難民認定法第25条《出国の手続》又は同法第60条《日本人の出国》の規定により海外旅行等のため出国する者(非居住者を除く。)が渡航先において贈答用に供するものとして出国に際して携帯する物品(その物品の一個当たりの対価の額が1万円を超えるものに限る。)で、帰国若しくは再入国に際して携帯しないことの明らかなもの又は渡航先において使用若しくは消費をするものについては、当該物品を当該出国する者に譲渡した事業者(法第8条第6項《輸出物品販売場の定義》の規定による輸出物品販売場の許可を受けている者に限る。)が輸出するものとして法第7条第1項《輸出免税等》の規定を適用する。ただし、当該海外旅行等のため出国する者が、渡航先において贈答用に供し帰国若し</p>

改 正 後	改 正 前
<p>くは再入国に際して携帯しないものであること又は渡航先において2年以上使用し、若しくは消費するものであることを誓約した書類を当該事業者に提出した場合及び当該出国する者が出国時に税関長(沖縄地区税関長を含む。以下同じ。)に申請して輸出証明書の交付を受け、これを事業者が保存する場合に限り適用するものとする。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>くは再入国に際して携帯しないものであること又は渡航先において2年以上使用し、若しくは消費するものであることを誓約した書類を当該事業者に提出した場合及び当該出国する者が出国時に税関長(沖縄地区税関長を含む。以下同じ。)に申請して輸出証明書の交付を受け、これを事業者が保存する場合に限り適用するものとする。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(国外事業者が行う特定資産の譲渡等のための仕入税額控除)</p> <p>11—2—13 国外事業者が行った課税仕入れであっても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等又は<u>法第15条の2第1項《特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの法律の適用》の適用を受ける電気通信利用役務の提供</u>(法第6条第1項《非課税》の規定により非課税とされるものを除く。)のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。</p>	<p>(国外事業者が行う特定資産の譲渡等のための仕入税額控除)</p> <p>11—2—13 国外事業者が行った課税仕入れであっても法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定が適用されるのであるが、当該課税仕入れが特定資産の譲渡等(法第6条第1項《非課税》の規定により非課税とされるものを除く。)のための課税仕入れである場合に、国外事業者が個別対応方式を適用するときは、当該課税仕入れは課税資産の譲渡等にのみ要するものに該当する。</p>
<p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13—1—3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の</p>	<p>(簡易課税制度選択届出書の効力)</p> <p>13—1—3 法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》の規定による届出書(以下「簡易課税制度選択届出書」という。)は、課税事業者の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について簡易課税制度を選択するものであるから、当該届出書を提出した事業者のその課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円を超えることにより、その課税期間について同制度を適用することができなくなった場合又はその課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となった場合であっても、その後の課税期間において基準期間における課税売上高が1,000万円を超え5,000万円以下となったときには、当該課税期間の</p>

改正後	改正前
<p>初日の前日までに同条第5項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合又はその課税期間の初日において恒久的施設（所法第2条第1項第8号の4《定義》又は法第2条第12号の19《定義》に規定する恒久的施設をいう。以下13—1—3の5及び13—1—4において同じ。）を有しない国外事業者である場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>（恒久的施設の有無による国外事業者の簡易課税制度の適用関係）</u></p> <p><u>13—1—3の5</u> その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者には簡易課税制度は適用されないことから、例えば、簡易課税制度選択届出書を提出している恒久的施設を有する国外事業者が、当該恒久的施設を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日の属する課税期間の翌課税期間について簡易課税制度が適用されないこととなるのであるから留意する。</p> <p><u>（簡易課税制度選択届出書を提出することができる事業者）</u></p> <p>13—1—4 簡易課税制度を適用できる事業者は、簡易課税制度選択届出書を提出した事業者で、当該課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者に限られるのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は免税事業者であってもできるのであるから留意する。</p> <p><u>また、当該課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であっても、当該課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については簡易課税制度は適用されないのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は恒久的施設を有しない国外事業者であってもできることに留意する。</u></p> <p><u>（調整対象固定資産又は高額特定資産を売却等した場合の法第37条第3</u></p>	<p>初日の前日までに同条第5項《簡易課税制度の選択不適用》に規定する届出書を提出している場合を除き、当該課税期間について再び簡易課税制度が適用されるのであるから留意する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（簡易課税制度選択届出書を提出することができる事業者）</u></p> <p>13—1—4 簡易課税制度を適用できる事業者は、簡易課税制度選択届出書を提出した事業者で、当該課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者に限られるのであるが、当該簡易課税制度選択届出書の提出は免税事業者であってもできるのであるから留意する。</p> <p><u>（調整対象固定資産又は高額特定資産を売却等した場合の法第37条第3</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>項の適用関係)</p> <p>13—1—4の3 法第37条第3項《調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》の規定は、同項各号に規定する事業者が当該各号に規定する場合に該当するときに適用されるのであるから、当該事業者が調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った後に当該調整対象固定資産又は高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、<u>同項</u>の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p><u>また、同項第5号の規定は、法第12条の4第3項《高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例》に規定する金地金等の仕入れ等を行ったことにより、令第25条の5第4項《高額特定資産の範囲等》に規定する金額の合計額が200万円以上となった場合に適用されるのであるから、その後に当該金地金等を売却等により処分したとしても、法第37条第3項の規定は継続して適用されることに留意する。</u></p> <p>(特例申告書を提出した場合の引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)</p> <p>15—4—6 法第51条第3項及び第4項《特例申告書を提出する場合の納期限の延長》に規定する引取りに係る課税貨物の納期限の延長については、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第51条第3項<u>及び第4項</u>の規定により引取りに係る課税貨物についての納期限を延長する期間は、当該課税貨物を保税地域から引き取った日の属する月の翌月末日の翌日から起算して計算する。</p> <p>(2) 法第51条第3項<u>及び第4項</u>の規定は、特例申告書をその提出期限までに法第47条第1項《引取りに係る課税貨物についての申告等》の税関長に提出した者が、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該税関長に提出した<u>場合に適用される。</u></p>	<p>項の適用関係)</p> <p>13—1—4の3 法第37条第3項《調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出制限》の規定は、同項各号に規定する事業者が当該各号に規定する場合に該当するときに適用されるのであるから、当該事業者が調整対象固定資産の仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行った後に当該調整対象固定資産又は高額特定資産を廃棄、売却等により処分したとしても、<u>法第37条第3項</u>の規定は継続して適用されることに留意する。</p> <p>(特例申告書を提出した場合の引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)</p> <p>15—4—6 法第51条第3項《特例申告書を提出する場合の納期限の延長》に規定する引取りに係る課税貨物の納期限の延長については、次によるのであるから留意する。</p> <p>(1) 法第51条第3項の規定により引取りに係る課税貨物についての納期限を延長する期間は、当該課税貨物を保税地域から引き取った日の属する月の翌月末日の翌日から起算して計算する。</p> <p>(2) 法第51条第3項の規定は、特例申告書をその提出期限までに法第47条第1項《引取りに係る課税貨物についての申告等》の税関長に提出した者が、当該特例申告書の提出期限までに納期限の延長を受けたい旨の申請書を当該税関長に提出し、<u>かつ</u>、当該特例申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に相当する額の担保を</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、法第51条第3項の規定の適用に当たり、当該税関長は、消費税の保全のために必要があると認めるときは、当該特例申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に相当する額の担保の提供を命ずることができ、また、同条第4項の規定は、関税法第7条の2第1項《申告の特例》に規定する特例委託輸入者が、当該特例申告書に記載した納付すべき消費税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときに限り、当該提供された担保の額を超えない範囲内において適用される。</u></p>	<p>当該税関長に提供したときに限り、当該提供された担保の額を超えない範囲内において適用される。</p>